

子ども医療費助成制度の ご案内



千葉市

も く じ

子ども医療費助成制度とは……………	3
助成の対象……………	4
受給券の申請方法について……………	5
受給券の使い方について……………	6
こんなときはお届けください……………	7
受給券の有効期間について……………	7
受給券の更新について……………	8
受給券を返していただくとき……………	9
学校等でのけがなどについて……………	9
償還払いの申請方法について……………	10
子ども医療費助成制度 Q&A ……………	11
申請先・お問い合わせ先……………	16





子ども医療費助成制度とは

お子さんが医療機関等に通院又は入院した場合や、院外処方せんにより保険薬局で薬を受け取った場合に、保険診療の範囲内で医療費の自己負担額の全部又は一部を助成する制度です。

くわしくは、次のページをご覧ください。

子ども・子育ては、社会全体で支えています

この「子ども医療費助成制度」は、すべて市民の皆様にご負担いただいている税金により支えられています。

【子ども医療費助成制度(平成24年度実績)】

(受給者一人当たり)

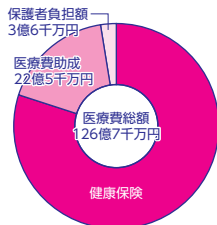
医療費： 15万円

【内訳】

健康保険： 12万3千円

医療費助成： 2万7千円

保護者負担額： 4千円



受給券発行者数:約82,000人



助成の対象

助成対象	0歳～小学3年生	小学4年生～中学3年生
助成区分	通院・入院	
保護者負担額	通院1回につき300円 入院1日につき300円	通院1回につき500円 入院1日につき300円
	市民税所得割が課税されていない方は無料	

※健康保険が適用されないものは助成の対象となりません。

対象とならない主なもの

- 初診時特定療養費
- 健康診査
- 診断書などの文書料
- 薬剤容器代
- 入院時の差額ベッド代
- 予防接種



受給券の申請方法について

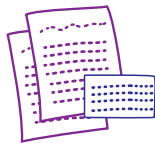
対象となるお子さんがいるご家庭で、受給券の交付申請手続きがお済みでない方は、お住まいの区の担当課(16 ページの「申請先・お問い合わせ先」参照)へ申請してください。

なお、出生や転入の場合は、出生・転入の手続きの際に区役所市民課、市民センターの窓口で申請書類をお渡しします。

子ども医療費助成受給券新規交付申請書は、千葉市のホームページからもダウンロードできます。
(<http://www.city.chiba.jp/kodomomirai/kodomomirai/kikaku/download.html>)

申請に必要なもの

- 子ども医療費助成受給券新規交付申請書
- お子さんの健康保険証
- 市町村発行の保護者の市町村民税課税証明書等
(市町村民税額・所得金額・控除額・扶養親族の数の記載があるもの)
※基準日に、千葉市に住民登録がない方など



注：「基準日」とは…

- 1月から7月までの申請の場合 ⇒ 申請の前年の1月1日
- 8月から12月までの申請の場合 ⇒ 申請する年の1月1日
- ※ 6月、7月に8月1日以降有効の受給券を申請する場合は、申請する年の1月1日が基準日です。



受給券の使い方について

千葉県内の医療機関で、健康保険証と受給券をいっしょに窓口へ提出してください。原則として保護者負担額を除いては、医療費の自己負担額（小学校就学前児は2割、小学校1年生以上は3割）を支払うことなく通院又は入院することができます。（現物給付）

また、医療機関からの院外処方せんがあれば、保険薬局でも助成の対象となります。

なお、薬局では保護者負担額の支払いはありません。

次のようなケースでは、医療機関の窓口で医療費の自己負担額をお支払いいただくことになります。

- 千葉県外の医療機関で受診した場合
- 受給券を持たずに医療機関で受診した場合

※このような場合は、償還払いの申請により助成します。
<償還払い：10ページ参照>



こんなときはお届けください

次の場合は、助成を受けられなくなる場合がありますので、すみやかにお住まいの区の担当課へ届出をしてください。

- 加入している健康保険が変わった場合
- お子さんや保護者の住所、氏名が変わった場合
- 受給券を紛失又は破損した場合

受給券の有効期間について

受給券の有効期間は、原則として7月31日までとなりますが、小学3年生及び中学3年生の場合は、3年生が修了する年の3月31日までとなります。

※ただし、小学3年生につきまして4月1日から有効の新しい受給券を3月末までに自動的に送付いたします。

受給券の更新について

受給券は原則として有効期間ごとに自動更新します。改めて申請する必要はありません。ただし、次の場合は申請が必要となります。

- 受給券交付申請の際に市の市民税額・所得金額等の調査に同意していない方
- 保護者が単身赴任等で千葉市に住民登録がない方
- 更新する年の1月1日に千葉市に住民登録がない方

※更新申請が必要な方には、有効期間満了前にご案内いたします。万一、上記に該当する方で、ご案内の書類が届かない場合には、お住まいの区の担当課へご連絡ください。

受給券を返していただくとき

次の理由などで受給資格がなくなったときは、お住まいの区の担当課に受給券をお返してください。

- 千葉市外に転出したとき
- 生活保護を受けるようになったとき

学校等でのけがなどについて



学校管理下（幼稚園、保育所（園）を含む）での負傷又は疾病など、独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付の対象となる場合は、子ども医療費助成の対象となりません。

医療機関では、受給券を使わず、医療費の自己負担額（小学校就学前児は2割、小学校1年生以上は3割）をお支払いください。

災害共済給付については、学校にご相談ください。

償還払いの申請方法について

受給券を忘れるなどにより、医療機関等の窓口で現物給付による助成が受けられなかった方は、お住まいの区の担当課へ申請していただくことで、一旦支払った医療費の自己負担分（保護者負担額を除く。）を助成します。

申請は、診療の翌月以降1か月単位で行えます。

なお、領収書の原本が必要なことや、確定申告で医療費控除を受けた後の助成はできないことから、なるべく早めに申請してください。

※助成申請できる権利は5年で消滅します。

申請に必要なもの

○子ども医療費助成金交付申請書

※お住まいの区の担当課又は、千葉市ホームページで入手できます。

(<http://www.city.chiba.jp/kodomomirai/kodomomirai/kikaku/download.html>)

○受給券

○お子さんの健康保険証

○領収書

※お子さんの氏名、受診年月日、保険点数がわかるもの。

保険医療機関及び保険薬局では、医療費の内容がわかる領収書の発行が義務付けられています。

※健康保険の使える接骨院等の場合は、保険医療機関と同等の領収書（保険対象となる、医療費及びその一部負担金等の内容のわかる領収書）が必要になります。

○助成金の振込先となる保護者名義の口座がわかるもの

◎その他

※高額療養費に該当する場合は、支給決定通知書や限度額適用認定証などが必要になります。

子ども医療費助成制度



Q

自己負担額が300円(又は500円)に満たない場合はどうなりますか？

A

1回の診療の自己負担額が300円(又は500円)に満たない場合は、その金額をお支払いいただくこととなります。

Q

入院したときの食事代は、助成されますか？

A

入院時食事療養費の標準負担額についても助成対象となります。

Q

国の公費負担医療制度を利用しています。子ども医療費助成制度と両方を利用できますか？

A

小児慢性特定疾患医療費給付、未熟児養育医療、療育医療、自立支援医療の給付等、国の公費負担医療制度が適用される場合は、これらの制度が優先されます。

なお、これらの制度で自己負担が生じる場合は、子ども医療費助成の対象となりますので、受給券もいっしょに医療機関の窓口で提示してください。

Q

子どもが入院して医療費が高額になりそうです。医療費は、1日につき300円(又は500円)で済むのですか？

A

【社会保険や国民健康保険、県内国民健康保険組合に加入している方】

1日につき300円(又は500円)の支払いで済みます。

【県外国民健康保険組合に加入している方】

1か月の医療費の自己負担額が一定額【80,100円+(総医療費-267,000円)×1%】(一般所得者の場合)を超えるときは、1日につき300円(又は500円)の保護者負担額のほかに、その超える額(高額療養費)を医療機関の窓口で一旦お支払いいただきます。その後、高額療養費については、加入している県外国民健康保険組合に請求していただくこととなります。なお、県外国民健康保険組合から限度額適用認定証を発行してもらい、受給券といっしょに医療機関の窓口で提示すると、1日につき300円(又は500円)の支払いで済みます。

※高額療養費の詳細は、加入している保険組合等にお問い合わせください。

Q 同じ日に同じ医療機関で、小児科と眼科にかかりました。保護者負担額はいくらになりますか？

A 同じ日に同じ医療機関で複数の診療科（歯科を除く。）に受診した場合は、1回の診療と見なして保護者負担額は300円（又は500円）のみとなります。ただし、同じ日でも一度帰宅し、症状が悪化して、再度受診した場合は別の診療と見なされます。

Q 保険証の手続き中で、病院で10割支払いました。今後の手続きは？

A 保険証の手続き中や保険証忘れなどの理由により、医療機関窓口で10割負担をされた方は、まず、加入されている健康保険に保険者負担分を請求してください。

保険者負担分の支給後に、子ども医療費の償還払いの手続き(10ページ参照)を行ってください。

Q

県内他市から月途中で転入してきました。当日に手続きしましたが、受給券は翌月からになっていました。

当月は、助成を受けられないのですか？

A

同一月に別々の市が発行した受給券を使用することはできないため、翌月1日から有効の受給券を発行しています。千葉市に転入してからの当月分は、償還払い(10ページ参照)での助成となります。なお、窓口で直接手続きをした場合、受診状況の確認により転入日から有効の受給券を発行できる場合もあります。

Q

市外に引越しすることになりました。
新しいところでも受給券は使えるのですか？

A

今お使いの受給券は使えなくなります。引越し先の市町村の窓口等で子ども医療費助成制度についてお尋ねください。なお、千葉市の受給券は、お手数ですが16ページに記載の担当課にご返却ください(郵送も可)。引き続き同じ医療機関を受診される場合は、医療機関にも引越された旨、お知らせください。

※資格喪失後、受給券を使って受診した場合には、千葉市が助成した医療費を後日返還していただくこととなりますので、ご注意ください。

コンビニ受診はやめましょう

「会社などを休まなくてすむ」「日中より空いてそう」などの理由で、自己都合により救急外来を受診する、いわゆる「コンビニ受診」により救急外来が混み合い、本来の救急医療を必要とする患者さんの診療が遅れるなど、深刻な問題となっています。

医療機関の適正な受診について、ご理解とご協力をお願いいたします。



お子さんが急病のときには…

こども急病電話相談

今すぐ受診した方がよいのか、少し様子を見ても大丈夫なのか、看護師や小児科医が電話で病状をお聞きしながらアドバイスします。



プッシュ回線の
固定電話や、
携帯電話からは

#8000

ダイヤル回線など#8000を
ご利用できない場合は

043-242-9939

相談時間／毎日 **19:00～22:00**

緊急・重症の場合は迷わず「119」へ

申請先・お問い合わせ先

お住まいの区の担当課へ

中央保健福祉センター
こども家庭課

〒260-8511
中央区中央 4-5-1 (Qiball11 階)
TEL 043(221)2172

花見川保健福祉センター
こども家庭課

〒262-8510
花見川区瑞穂 1-1
TEL 043(275)6421

稲毛保健福祉センター
こども家庭課

〒263-8550
稲毛区穴川 4-12-4
TEL 043(284)6137

若葉保健福祉センター
こども家庭課

〒264-8550
若葉区貝塚 2-19-1
TEL 043(233)8150

緑保健福祉センター
こども家庭課

〒266-8550
緑区鎌取町 226-1
TEL 043(292)8137

美浜保健福祉センター
こども家庭課

〒261-8581
美浜区真砂 5-15-2
TEL 043(270)3150

〈発行〉平成 26 年 7 月

こども未来局こども未来部こども企画課 TEL043(245)5178

